

2022（令和4）年11月29日

新宿区公契約労働報酬等審議会
会 長 六 田 文 秀 様

新宿区公契約労働報酬等審議会委員
連合東京新宿地区協議会 八木 信男
全建総連東京都連新宿地区協議会東京土建新宿支部 角谷 美樹

第3回 新宿公契約労働報酬等審議会への意見書

記

答申書を作成するに当たり、この間の審議会での議論を踏まえて、付帯意見として次年度以降に引き継ぐ検討課題（次年度の検討課題・今後の検討課題）の記載について、下記、意見申し上げます。

1. 答申書の付帯意見の記載議論の前段として

（1）業務委託・指定管理の労働報酬下限額の計算式に賞与を含めるかどうかについて

条文第8条第1項第2号に、「行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額」と明記されています。その他事情も勘案し検討するわけですから、まず一つの勘案基準としての考え方を整理した方がよいと考えます。

「委託業務等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから」という視点は重要であり、同一労働同一賃金の考えが必要であると考えます。

その点において、厚生労働省は「同一労働同一賃金ガイドライン」を作成し2020年4月1日（令和2年）から適用しています。労働実態に違いが無い場合は、賃金及び賞与においても同一の賃金支払いが必要であるとされています。

行政職（二）には賞与が含まれているので、労働報酬下限額にも賞与を含めて試算し、一つの指標として、（目標値的に）表示されるべきであると思います。

業務委託に従事する労働者には日雇い労働者が多く、賞与という概念が当てはまらないから現段階では考えていないとの点について。

業務委託に従事する労働報酬下限額に近い賃金で働く労働者は「日雇い労働者」ではなく、「時給または日給で月払いの非正規労働者」が多いという理解が近いのではないかと考えられます。

民間の非正規労働者に、どの程度賞与が支払われているかについては、調べる必要があるかと思いますが、非正規労働者という点では、新宿区の会計年度任用職員にも賞与（期末手当）が支給されている点も勘案すべきであると考えます。

その上で、「その他事情」として、民間賃金相場及び民間企業の賞与支払い実態などを勘案し、その後の議論を進めることがよいと思われれます。

よって、今後の検討課題として付帯意見に記載した方がよいと考えます。

(2) 新宿区公契約条例の型 (分類タイプ) について

各自治体で順次広がっている公契約条例の分類における新宿区公契約条例の型 (タイプ) について、審議会において共通認識とし、今後の検討課題とすることを提案いたします。

【参考】

公契約条例の型の分類				自治体名	
理念型	労務報酬下限額の定めなし			葛飾区・尼崎市・長野県など	
賃金条項型	労務報酬下限額の定めあり	行政指導型	労働者の賃金請求権が発生しない	世田谷区・新宿区・草加市など	
		受注者の賃金支払い義務発生型	労働者の賃金請求権が発生する	公権力規制型	野田市(制定当時)・渋谷区(?)
				ILO条約型	パリ市・川崎市・多摩市・足立区・直方市・目黒区・杉並区・日野市など

千代田区
施行規則
で転換

※詳細は、別紙、古川景一弁護士 (第1回審議会学習講演講師) の解説をご参照下さい。

上記の点から、公権力規制型を施行規則によってILO条約型へ転換した千代田区や、行政指導型でありながら実効性を高める議論や取り組みを丁寧に行っている世田谷区を参考にしたいかがでしょうか。(次年度の審議会内学習会など)

2. 答申書の付帯意見について (素案)

(1) 次年度の検討課題

- ①第1回審議会の開催時期を夏に早め、予算編成に十分間に合う様に議論を進める
- ②議論に必要な資料を可能な限り順次提示していく様、事務局へ要請する
 - ※条例の効果の一つ「ダンピング受注の防止」の点から入札状況 (落札率等)
 - ※条例の効果の一つ「重層下請けの改善」の点から工事施工体制台帳 (施工体系図等)
- ③工事と、委託・指定管理のそれぞれについて、実情に合わせて、実態把握可能な様に、アンケートの改善を図る

(2) 今後の検討課題

- ①勘案基準の一つである行政職給料表 (二) の計算式に賞与を含める検討を行う
- ②郊外施設 (神奈川・山梨・長野) に関する労働報酬下限額について検討を行う
- ③新宿区の地域性や課題に則して、職種別の労働報酬下限額設定について調査・検討を行う
- ④新宿区公契約条例の実効性を高めるため、「行政指導型」から「ILO型」への転換に必要な施策を (関連する条例・施行規則の改定も含めて) 早急に検討していく